

介護保険

住宅改修費支給制度について

(2025年10月)

神戸市介護保険住宅改修・福祉用具購入事務センターの開設

介護保険住宅改修・福祉用具購入の窓口が 2025 年(令和 7 年) 10 月より変わりました。

2025 年(令和 7 年) 10 月 1 日より「神戸市介護保険住宅改修・福祉用具購入事務センター」でお手続き頂きますようお願い申し上げます。

これに伴いオンライン申請(24 時間対応)を開始します。

これまでの区役所(支所)介護医療係での申請は 2025 年(令和 7 年) 9 月 30 日で終了しました。新しい事務センターをご利用頂きますようお願い申し上げます。

なお、生活保護受給者の方の窓口は、福祉事務所(区支所生活支援課)で変更ありません。

名称 神戸市介護保険住宅改修・福祉用具購入事務センター
略称(住改・福祉用具センター)

場所 〒650-0021
神戸市中央区三宮町 2 丁目 11-1
センタープラザ西館 5 階 510-3 号室

電話番号 078-381-8406

受付時間 9 時 00 分～17 時 00 分(土日祝、12 月 29 日～1 月 3 日を除く)

神戸市

目 次

第1章 介護保険住宅改修の概要……………	1
1. 給付対象者 2. 支給条件 3. 介護保険給付費（支給額）	
4. 支給方法 5. 住宅改修の種類	
第2章 支給申請手続き ……………	10
第3章 介護支援専門員支援費について……………	17

第1章 介護保険住宅改修の概要

介護保険住宅改修費支給制度とは、要介護（支援）状態になった人が、可能な限り、居宅でその有する能力に応じた自立した生活を営むことができるよう支給される介護給付です。利用者が暮らしやすい住環境を整えるためには、利用者の身体状況、日常生活の様子、住宅の状況などを総合的に勘案したうえで、住宅改修をおこなっていく必要があります。

1. 給付対象者

要介護（要支援）認定を受けた被保険者です。（被保険者証資格のみの人、および認定申請の結果、非該当（自立判定）の方は給付を受けられません。）

☆要介護（要支援）認定を受けるには？

⇒「えがおの窓口」や「あんしんすこやかセンター」に依頼するのが便利です。

費用は無料です。ご本人やご家族が直接申請されるときは、各区役所・支所の保健福祉課 保健事業・高齢福祉担当にお問い合わせください。

☆1つの住宅に複数の要介護認定を受けた被保険者がいる場合は？

⇒1つの住宅について同時に複数の被保険者による住宅改修を行う場合は、それぞれの被保険者ごとに必要な範囲を特定し、その範囲が重複しないように申請を行います。例えば、共用の居室や廊下等の場合は、いずれか一方が支給申請を行います。同一の改修範囲を重複して申請することはできません。

（例）便器の取替えに25万円かかる場合、夫の上限額を超えた分を妻が申請することはできません。

2. 支給要件 ※（1）（2）いずれにも該当すること

（1）居宅要介護（要支援）者が現に居住する住宅（＝被保険者証に記載された住所地）について住宅改修が行なわれること。

※被保険者証記載以外の住所地は認められません。必ず、被保険者証に記載されている住所地を確認して下さい。

※そもそも高齢者に適したつくりとなっているはずの特定施設（軽費老人ホーム、養護老人ホーム、有料老人ホーム）、グループホームの改修は一般的には想定していません。ただし、身体状況によって個別の対応が必要な場合や、特段の事情がある場合には認められます。

（2）居宅要介護（要支援）者の心身の状況や住宅の状況等に照らして必要な改修であること。

☆入院中の被保険者の申請は？

⇒入院または施設に入所中の要介護（要支援）被保険者が、退院・退所が確実で、在宅生活に備えて住宅改修が必要な場合は申請できます。ただし、償還払いのみの申請となり、退院・退所できなかった場合は保険給付されません。

3. 介護保険給付費（支給額）

- (1) 支給限度基準額は要介護状態区分（要支援・要介護）に関わらず一律 **20万円（上限）**です。
- (2) 介護保険対象工事費の総額と支給限度基準額とを比べて少ないほうの額（**支給対象額**）に保険給付率（通常 $90/100$ 、一定以上所得者は $80/100$ または $70/100$ ）を乗じて得た額（小数点以下切捨て）が給付額になります。
- （例） $20\text{万円} \times 0.9 = 18\text{万円}$ （上限）

【利用方法】

20万円の対象額の範囲で分割して利用できます。

2回目以降の支給限度基準額は、前回改修の残額となります。2回目以降の事前申請は、前回改修の実績報告後をお願いします。

※負担割合は、「介護保険負担割合証」で確認することができます。なお、負担割合の判断基準日は、領収日（領収書記載日）です。

※介護被保険者証の表面（給付制限欄）に「給付額減額」の記載がある場合は、負担割合証に記載された負担割合ではなく、給付制限を受けた負担割合になります。必ず被保険者証の記載を確認してください。

※過去に住宅改修費が支給されていて、残額が不明な場合は、被保険者本人又は家族から住改・福祉用具センターにお問い合わせください。

《規定の例外となる場合》

①3段階リセットの例外

初めて住宅改修費が支給された住宅改修の着工日の要介護等状態区分を基準として、3段階以上要介護状態区分が上がった場合は、1回に限り、改めて支給限度基準額（20万円）までの住宅改修費の支給を受けることができます。

（介護の必要な程度の段階）

初めて住宅改修に着工した日の 要介護等状態区分		3段階以上、上がった要介護等状態区分
要支援1 又は 経過的要介護 旧要支援 （第1段階）	➡	要介護3 （第4段階） 要介護4 （第5段階） 要介護5 （第6段階）
要支援2 又は 要介護1 （第2段階）	➡	要介護4 （第5段階） 要介護5 （第6段階）
要介護2 （第3段階）	➡	要介護5 （第6段階）

注：住宅改修着工日の要介護等状態区分で判断されますので、要介護等状態区分が上がった時点で住宅改修を行わないと適用されません。その後、要介護等状態

区分が下がり、その時点で住宅改修を行っても適用されません。

注：「3段階リセットの例外」が適用された場合は、以前の住宅改修で支給可能残額があっても、リセット後の支給限度額は20万円のみとなります。

(例) 初回住宅改修 着工日：H18年3月2日 状態区分：要支援2
支給対象金額：110,000円 (残額90,000円)

1) H21.5.1～H22.4.30の状態区分：要介護4

⇒この期間に住宅改修をすると、リセットが適用され支給限度額が20万円になる。
(残額の90,000円は消えるので、290,000円にはならない)

2) その後、H22.5.1～H23.4.30の状態区分：要介護3

⇒この時点で住宅改修をしても、初回改修着工日時点の要支援2に比べて3段階以上上がっていないためリセットは適用されず、支給対象額は前回の残額90,000円となる。

②転居リセットの例外

転居した場合（被保険者証記載の住所地が変更した場合）は、改めて支給限度基準額（20万円）までの住宅改修費の支給を受けることができます。

なお、転居前の住宅に戻って（被保険者証の住所が再度戻った場合）再び住宅改修を行った場合は、転居前住宅の支給限度基準額の残額が算定対象になります。

(例) ①H19・5月に〇〇町1-15で住宅改修 支給対象額120,000円 (残80,000円)

②H20・9月に△△町2-2へ転居 ➡ **リセット** ⇒支給限度基準額 200,000円
(残額の80,000円は消える)

③H22・3月に再び〇〇町1-15へ戻ったとき ⇒支給限度額は①の残額の80,000円

① 同じ住所

4. 支給方法

住宅改修費の支給方法は、「償還払い」・「受領委任払い」の2種類となっています。

(1) 償還払い （介護保険法で規定されている方法）

被保険者が住宅改修に要した費用を全額支払ったのち、保険給付額を神戸市から被保険者に支給する方法です。

(2) 受領委任払い （保険者である神戸市の運用による方法）

被保険者は工事全体の金額から介護保険給付費を除いた金額を施工業者に支払い、後日保険給付費を神戸市から直接受領を委任された施工業者に支給する方法です。

ただし、以下に該当する場合は受領委任払いの選択はできず、償還払いでの支給となります。
また、生活保護を受給されている場合は、受領委任払いとなります。

《受領委任払いが選択できない場合》

- (1) 入院・入所中の要介護者が退院・退所に際して住宅改修をする場合
- (2) 事前申請時に要介護認定の結果が判明していない場合
- (3) 保険料の滞納があり、介護保険の給付制限を受けている場合
- (4) 施工業者が受領委任の合意をしない場合
- (5) その他保険者(神戸市)が適当と認めない場合

5. 住宅改修の種類

厚生労働省の解釈通知では『住宅改修費の支給対象となる住宅改修は、被保険者の資産形成につながらないよう、また住宅改修について制約を受ける賃貸住宅等に居住する高齢者等の均衡等も考慮して、手すりの取付け、床段差の解消等比較的小規模なものとした』とあり、以下の種類が定められています。

(1) 手すりの取付け

- ①廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的として設置する。
- ②手すりの形状は、二段式、縦付け、横付け等適切なものを取り付ける。
- ③取り付けに際し工事（ネジ等で居宅に取り付ける簡易なものを含む）を伴うものをいい、福祉用具貸与にある「手すり」は除かれる。

対象とならないものの例

○福祉用具貸与にある「手すり」

- ・居宅の床に置いて使用すること等により、転倒予防若しくは移動又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取り付けに際し工事を伴わないもの。
- ・便器又はポータブルトイレを囲んで据え置くことにより、座位保持、立ち上がり又は移乗動作に資することを目的とするものであって、取り付けに際し工事を伴わないもの。

○福祉用具購入にある入浴補助用具としての「浴槽用固定式手すり」

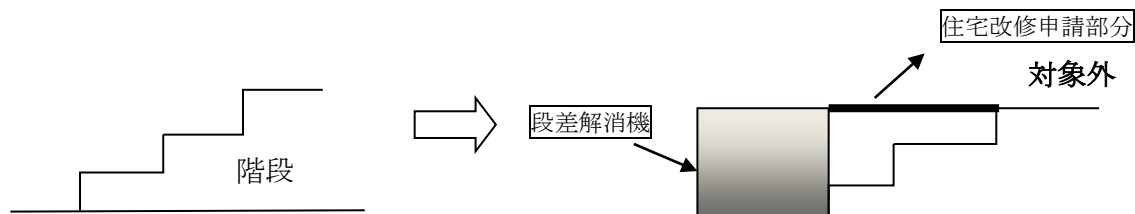
○既存の手すりが老朽化したことによる付け替え。

(2) 段差の解消

- ①居室、廊下、便所、浴室、玄関等の各室間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差又は傾斜を解消するためのもの。
 - ・敷居を低くする工事
 - ・スロープを設置する工事
 - ・浴室の床のかさ上げや、浴槽の高さを低くする工事
 - ・階段の段数を増やして段差を低くする工事
 - ・傾斜のきついスロープを緩やかなスロープに取り替える工事 など
- ②取り付け工事に際して固定することが必要。

対象とならないものの例

- 「すのこ」については本来固定するものではないので、固定しても対象外です。
 - ・「浴室内すのこ」「浴槽内すのこ」の設置 … 福祉用具購入「入浴補助用具」
- 昇降機、リフト、段差解消機等、段差を解消する機器を設置する工事。
また、それにより生じた段差の解消工事、付帯工事も対象外です。

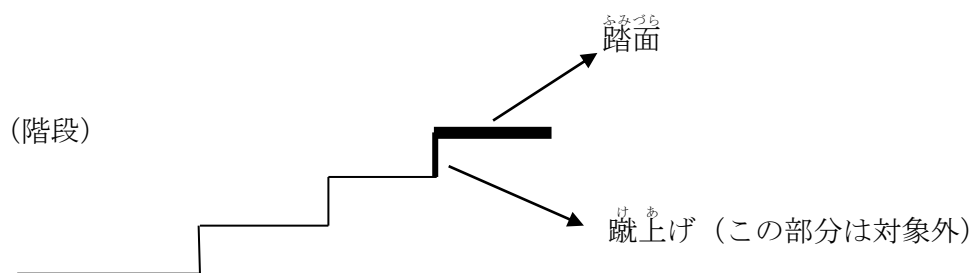


(3) 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

- ①居室においては畳敷から板製床材、ビニル系床材等への変更
- ②浴室においては床材の滑りにくいものへの変更
- ③通路面において滑りにくい舗装材への変更、など。

対象とならないものの例

- 浴室の滑り止めマットのように、本来置くだけで足りるものを貼り付けて使用しても対象外です。
- 傷んだ床の張り替えなど、老朽化や物理的、化学的な摩耗、消耗を理由とするもの。
- 階段に滑り止めのために素材を張り付ける場合は、踏面部分は対象となりますが、蹴上げ部分は必要がないため対象外となります。



- 通路の新設に該当する工事。

☆塗料の塗布による工法を選択するときは、効果の持続性などを十分検討してください。

(4) 引き戸等への扉の取替え

- ①開き戸を引き戸、折戸、アコーディオンドア等に取り替え
- ②ドアノブの変更、戸車の設置、吊り元の変更等
- ③扉の撤去
- ④扉の新設が扉位置の変更に比べて安価な場合は、扉の新設も対象となる。
(新設の方が安価であることがわかる資料(見積書等)の添付が必要)

対象とならないものの例

- 引き戸等への扉の取替えにあわせて自動ドアとした場合は、自動ドアの動力部分の設置はこれに含まれず、動力部分の費用相当額は保険給付の対象外となります。
- 建てつけが悪い、変形して開きにくいなど老朽化を理由とするもの。
- 水道蛇口、水栓金具等の交換
- 扉がない場所に扉を新設するもの。
- 扉の使用には支障がなく、間口を拓けることを目的としたもの

(5) 洋式便器等への便器の取替え

- ①和式便器を洋式便器に取り替える場合。
- ②洋式便器から利用者の身体状況に見合った洋式便器に取り替える場合。
- ③障害に適応するよう洋式便器の位置や向きを変える工事 など。

対象とならないものの例

- 「腰掛便座」の設置 ……福祉用具購入
ただし、設置に際し固定工事、給排水工事を伴うものは住宅改修の対象です。
- 既に洋式便器である場合、暖房機能や洗浄機能等付加機能のみを目的として取替えるのは対象外となります。

(6) その他(1)から(5)の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

住宅改修工事をするうえで、どうしても必要となる工事に限られ、それぞれ以下のものなどが考えられます。

- ①手すりの取り付け
 - ・手すりの取り付けのための壁の下地補強
- ②段差の解消
 - ・浴室の床の段差解消（浴室の床のかさ上げ）に伴う給排水設備工事
 - ・敷居撤去による扉の補修工事
 - ・スロープの設置に伴う転落や脱輪防止を目的とする柵や立ち上がりの設置
- ③床又は通路面の材料の変更
 - ・床材の変更のための下地の補修や根太の補強、通路面の路盤の整備
- ④扉の取替え
 - ・扉の取替えに伴う壁又は柱の改修工事
- ⑤便器の取替え
 - ・便器の取替えに伴う給排水設備工事
 - ・便器の取替えに伴う床材の変更

対象とならないものの例

- 便器交換に際し、非水洗から水洗化又は簡易水洗化に係る工事
- 手すりの設置に伴い、壁全体のクロスを張り替えた場合は、手すり部分のみが対象。
- 洗浄機能付便座の設置に伴うコンセント設置や水道配管工事等。
- 浅型浴槽への取替えに際し、給湯器（釜）を取替えた場合の購入費用や設置費用

☆付加機能付きの製品を設置した場合は？

⇒ベンチ付手すり、ペーパーホルダー付手すりなど、保険給付対象外の部分が含まれた製品を設置する場合は、対象部分と対象外部分の費用を区分する必要があります。

区分できない場合は支給対象外となります。

☆ユニットバスなど支給対象外工事をあわせて行う場合は？

⇒支給申請前に対象部分の抽出、按分等の方法で、住宅改修費の支給対象となる費用を算出して区分してください。

☆複数の機能を合わせ持つ製品を設置した場合は？

⇒手すり付き踏み台など複数の機能を持つ製品を設置した場合で、そのどちらも被保険者にとって必要な住宅改修であれば、それぞれの種目に区分して申請してください。

☆住宅改修の設計および積算費用は支給対象になる？

⇒住宅改修を前提とした設計積算費用は住宅改修費の支給対象になります。ただし、改修に至らず設計積算のみ行った場合は支給対象外です。

☆住宅を新築する場合にも対象となる？

⇒住宅の新築は住宅改修とは認められないので対象外です。同様に、増築して新たに居室を設ける場合等も対象外となります。

☆歩行ができない被保険者を背負って階段を昇降するために手すりを設置する場合は？

⇒被保険者本人が全く使用せず、介助者の負担軽減のためだけの改修は対象外となります。

☀ **ご留意いただきたいこと** ☀

「△△区の件では認められたのに、□□区の件では対象外と言われた。何故か？」というご質問がよく寄せられます。これは、区が違うためではなくて、利用者（要介護者）の身体状況、住環境等が違うためです。同じ要介護等状態区分でも身体状況はそれぞれ異なります。

日常生活の様子も、住居の状況による生活動線も異なります。それらの要素を勘案したうえで、必要な改修であるかどうかを判断します。給付対象の可否は、利用者（要介護者）の状況によって異なるものであることをご理解ください。

介護保険法施行規則

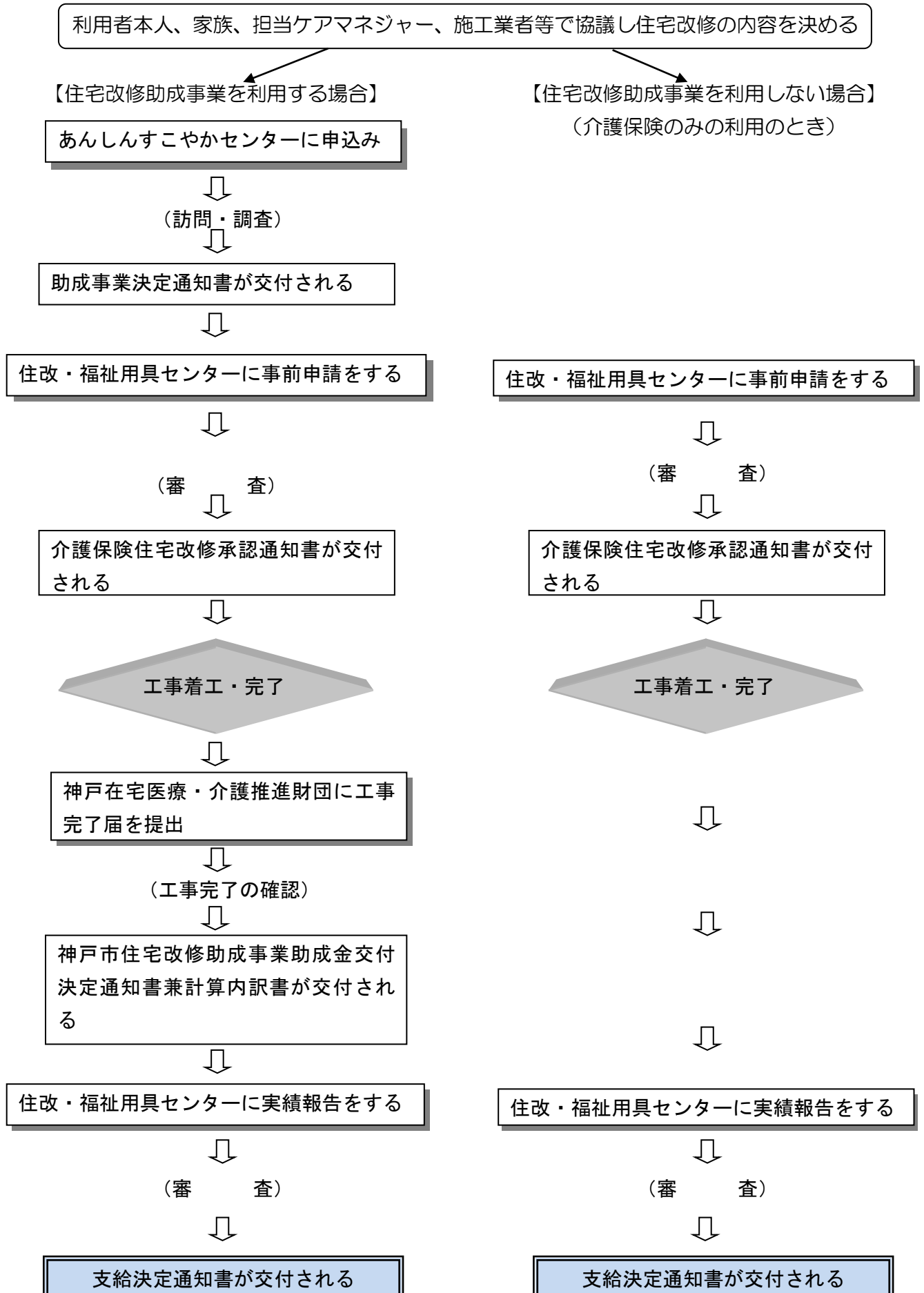
第 74 条 （居宅住宅改修費の支給が必要と認める場合）

居宅介護保険住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要介護被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要介護被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。

第 93 条 （介護予防住宅改修費の支給が必要と認める場合）

介護予防住宅改修費は、当該住宅改修が当該居宅要支援被保険者が現に居住する住宅について行われたものであり、かつ、当該居宅要支援被保険者の心身の状況、住宅の状況等を勘案して必要と認められる場合に限り支給するものとする。

○住宅改修費支給の流れ



第2章 支給申請手続き

介護が必要な人が暮らしやすいように住宅を改修するには、心身の状態、予測される病状等の変化や介護者の状況などをよく勘案したうえで、福祉用具の利用など他の介護サービスの利用も含めて総合的な計画をたてる必要があります。

住宅改修の希望があれば、まず、担当ケアマネジャーに相談し、主治医や関係者の意見を踏まえた適切な改修計画をたててください。

参 考

住宅改修の種目と類似した福祉用具

- ・手すり【貸与】・・・・・・・・・・設置に際し工事を伴わないもの（突張式、据置型など）
- ・スロープ【貸与】・・・・・・・・・・設置に際し工事を伴わないもの
- ・補高便座【購入】・・・・・・・・・・洋式便器の上に置いて高さ補うもの
和式便器の上に置いて腰掛式に変換するもの
(取り付け工事を要しないもの)
- ・浴槽用手すり【購入】・・・・・・浴槽の縁を挟み込んで固定することができるもの
- ・浴室内すのこ【購入】・・・・・・浴室内に置いて浴室の床の段差の解消を図るもの
- ・浴槽内すのこ【購入】・・・・・・浴槽内に置いて浴槽の底面の高さを補うもの

◎住宅改修の内容が決まれば支給申請をします。

⑨神戸市住宅改修助成事業を利用するときは、先に申し込みをしてください。

【支給申請先】

神戸市介護保険受託改修・福祉用具購入事務センターです。

※生活保護を受給されている場合は、必ず事前に福祉事務所に相談し、福祉事務所経由での申請になります。

【提出書類および記入要領】※詳しい記入要領は様式ごとの記入例をご参照ください。

住宅改修費支給申請書は、「償還払い」・「受領委任払い」の2種類の様式となっています。
支払方法に対応する様式を使用してください。

☆申請書類は所定の様式をご使用ください。（計画図は別紙を添付しても結構です）

- ・神戸市のホームページよりダウンロードできます。（P16 参照）

☆「施工業者」欄について

- ・法人の場合は、所在地、名称、代表者の職名、代表者氏名、担当者氏名を記入してください。

工事前

(1) 工事着工前に事前申請をします。

⑥必ず着工前に事前申請をしてください。事前申請をしないと支給されません。

①「介護保険住宅改修 〔償還払〕または〔受領委任払〕 事前承認願書」

- ・『申請者』は被保険者又は成年後見人です。
- ・申請者と住宅所有者が異なる場合は『住宅の所有者』に承諾をもらうか、別に承諾書を添付してください。公営住宅など所定の様式を定めている場合がありますので、管理担当部局にお問い合わせください。
- ・『改修予定金額』は「工事見積書」の介護保険給付対象部分の合計額を記載します。

②「介護保険住宅改修費 支給申請書〔償還払〕または支給申請書兼同意書〔受領委任払〕」

- ・受領委任払いのときは『受任者』に保険給付費を受領する施工業者を記入し、『同意書』欄にも同じ代表者印を押印してください。
- ・『口座振替依頼欄』
 - 〔償 還 払〕 → 被保険者の口座情報を記入します。
口座名義が被保険者以外の場合は、「委任状」が必要です。
 - 〔受領委任払〕 → 受任者である施工業者の口座情報を記入します。

③「介護保険住宅改修 理由書」(その1)(その2)

- ・要介護者の心身の状況、日常生活上の動線、住宅の状況、福祉用具の導入状況等を見て、住宅改修の必要性を判断するうえでの重要な資料になります。具体的に、詳しく記載してください。
- ・作成者は、原則、居宅サービス又は介護予防サービス計画を作成して個別の利用サービスを総合的に把握している介護支援専門員及び地域包括支援センターの担当職員（ケアマネジャー等）です。
- ・担当ケアマネジャー等以外の方が「理由書」を作成する場合は、担当ケアマネジャー等と十分連絡調整のうえ協力して進めてください。その場合、「理由書」の**確認欄**に**担当ケアマネジャー等の署名をもらってください**。また、ケアマネジャー等以外の方は申請時に**作成者の資格を証する書類を添付してください**。

※増改築相談員が作成するときは、「増改築相談員登録証」の写しが必要です。

《「理由書」を作成できる者》

- ア 介護支援専門員（ケアマネジャー）
- イ 指定介護予防支援事業所の担当職員（保健師、介護支援専門員、社会福祉士、経験ある看護師、高齢者保健福祉に関する相談業務などに3年以上従事した社会福祉主事）
- ウ 理学療法士
- エ 作業療法士

オ 福祉住環境コーディネーター 2 級以上合格者

カ 増改築相談員で次の条件をすべて満たす者

- ・住宅建築の現場に 10 年以上携わっている者で（財）住宅リフォーム・紛争処理支援センターが企画したカリキュラムの研修会に参加し審査に合格した者で、センターに増改築相談員として登録されている者
- ・市内事業者に所属していること。

なお、アからカの者は居宅介護支援事業所や建設事業者等に所属し、業として業務を行う者に限ります。

④「工事費見積書」

- ・工事予定箇所ごとに工事内容等を明記し、材料費・施工費・諸経費等を適切に区分して記載します。「一式」ではなく、詳細に記入してください。
- ・介護保険対象工事種別を明記し（「1」手すりの取付け・「2」段差の解消…等）、必要に応じて、保険対象部分が適切に算出されたことがわかるようにその算出方法を明示します。

⑤「介護保険住宅改修 現況（改修前）写真」

- ・改修前の現状の写真を貼り付けます。
- ・住宅改修予定箇所ごとに必ず撮影日付を入れて撮影してください。
※撮影日がないと受付できませんのでご注意ください。
- ・状況に応じて、遠景・近景に分けて撮影するとともに、1 枚で表示できない場合は分割して全体を表示するものとし、改修箇所を特定します。
- ・段差などはメジャー等を写し込むなどして、数値がわかるように示してください。
- ・手すりの取付位置、施工範囲、便器の取付位置などの改修内容を写真上に表示します。
- ・写真の番号は、「住宅改修箇所計画図」の撮影ポイント及び「工事費見積書」と一致させてください。

⑥「介護保険住宅改修箇所 計画図」

- ・日常生活上の動線がわかるように、住宅改修箇所を中心に家屋の間取り図をできるだけ詳しく記載し、住宅改修の工事種別、箇所の概略を記載します。
- ・長さ、幅、奥行、高さ等も記載します。
- ・改修前写真の撮影ポイントをその撮影方向（矢印等）を含めて記載します。
- ・「段差の解消」等、平面図で作成が困難な場合は適宜側面図を作成します。

〔該当者のみが提出する書類〕

I 「委任状」

- ・償還払いのときで、申請者と振込口座の名義人が異なる場合に必要です。
- ・委任者の印と受任者印は同じ印鑑は使用できません。

Ⅱ「神戸市住宅改修助成事業決定通知書（写）」

- ・神戸市住宅改修助成事業を利用する場合に必要です。

Ⅲ「承諾書」

- ・事前申請時点で要介護認定結果が判明していない被保険者が、住宅改修を急ぐ理由があつて申請をする場合に必要です。

※事前に住改・福祉用具センターにご相談ください。

- (2) 事前申請の審査後に被保険者に対し、「介護保険住宅改修 承認（または不承認）通知書」が届きます。

必ず「承認通知書」が交付されたことを確認のうえで着工してください。

①承認通知書

- ・内容を確認します。特に『特記事項』の記載内容にご注意ください。

☆承認通知書が届いた後に、何らかの事情で改修工事を行わないことになった場合は、住改・福祉用具センターまでご連絡ください。

②不承認通知書

- ・『不承認事由』の記載内容により、住宅改修費の支給対象とならないと判断された場合に送付されます。

➡事前申請をした住宅改修の内容と、実際の工事内容に変更が生じたら、軽微な内容であってもすぐに住改・福祉用具センターまでご連絡ください。変更内容によっては、再度事前申請の必要があります。

工事終了後に変更があつたことが判明した場合は、原則、給付対象外となりますのでご注意ください。

工事後

- (1) 工事が完了し、被保険者負担分の工事費の支払いが済めば実績報告をします。

①「介護保険住宅改修 実績報告書[償還払]または[受領委任払]」

②「介護保険住宅改修 改修後写真」

- ・改修後の写真を改修箇所ごとに、改修前と同じ位置から撮影日付を入れて撮影します。
 - ・段差などにメジャー等を写し込むのも改修前と同様です。
- 改修前写真と比較することで改修の状況がわかるように写してください。

③「工事費内訳書」

- ・実際に工事に要した費用の内訳を「工事費見積書」と同様に作成します。

④「領収証」

- ・必ず原本をご提示ください。原本の返却をご希望のときは、住改・福祉用具センターにて写しを取ります。
- ・「領収証」の宛名は、被保険者氏名（フルネーム）を記載します。被保険者の死亡後に相続人が支払った場合や神戸市住宅助成事業制度を利用した場合で、申請者と被保険者が異なる場合などあて名が被保険者とならないときは、ただし書きに被保険者氏名を記載してください。
- ・領収日は工事完了後とします。分割払いの時は、最終支払日が工事完了後となり、すべての領収証を提示してください。
- ・金額欄は「工事費内訳書」記載の工事全体金額（対象外工事も含んだもの）を記載し、その内訳として介護保険対象工事分の領収金額をただし書きで記入します。
 ◎[受領委任払]のときは 金額＝[全体工事費]－[保険給付予定額]とし、ただし書きで[介護保険利用者負担額]を記入します。
- ・神戸市住宅改修助成事業を併用したときは 工事全体金額（対象外工事も含んだもの）から住宅助成額を差し引いた金額を記載し、その内訳として介護保険対象工事分の領収金額をただし書きで記入します。
 ◎[受領委任払]のときは 金額＝[全体工事費]－[助成額]－[保険給付予定額]とし、ただし書きで[介護保険利用者負担額]を記入します。

☆生活保護を受給されている方は、利用者負担分に介護扶助が適用され、介護保険給付額の支給決定後に福祉事務所から支払われますので、領収証の添付は必要ありません。

[該当者のみが提出する書類]

I「介護保険 住宅改修費支払連絡書」

- ・受領委任払いのときで、施工業者が支払連絡書の送付を希望されるときに必要です。

II「神戸市住宅改修助成事業助成金交付決定通知兼計算内訳書（写）」

- ・神戸市住宅改修助成事業を利用した場合に必要です。

- (2) 住改・福祉用具センターの審査後、「介護保険給付費支給（または不支給）決定通知書」が送付されます。

実績報告時に希望された施工業者には、「介護保険 住宅改修費支払連絡書」が送付されます。

- ・原則、毎月20日までに実績報告書の提出があった場合は翌月末までに、21日以後月末までに提出された場合は翌々月末までに支給されます。

（審査の関係上ずれることもありますのでご了承ください。）

☆事前申請と実績報告の両方の提出で、支給申請が完結します。

工事代金（受領委任払いの場合は自己負担額）を全額支払ってから2年を経過すると、時効により支給できませんので、工事代金支払い後は忘れずに実績報告を提出してください。

《生活保護受給者の支給手続き》

(1) 生活保護を受給されている方は、利用者負担分に介護扶助が適用され、介護保険給付額の支給決定後に福祉事務所から支払われます。

(実績報告時の領収証の添付は必要ありません)

住宅改修の必要が生じたら、まず担当のケースワーカーに相談してください。

(2) 支給申請手続きは、福祉事務所経由で行うことになります。

(3) 生活保護受給者は、償還払いは選択できず、受領委任払いでの申請になります。

《現地調査について》

支給申請書類を審査するうえで書面ではわかりにくいことがあった場合や、適正な工事がおこなわれているかを確認するため、現地調査を行うことがありますので、ご理解・ご協力をお願いします。

また、現地調査や書類審査に時間がかかることがありますので、日程には十分余裕をもって事前申請をしてください。

住宅改修費申請書類は神戸市のホームページから取り出せます

神戸市のホームページ (<http://www.city.kobe.lg.jp>)

↓

ライフシーン「高齢者・介護」

↓

「介護保険」神戸ケアネット

↓

「神戸市の規定・様式類」

↓

その他「住宅改修費の支給」

↓

「支給申請書類一式」

※トップページの上方にある Google 検索を使って、「住宅改修費の支給」等の語句で検索すると目的のページに早く到達できます。

第3章 介護支援専門員支援費について

居宅介護（介護予防）支援の提供を受けていない（居宅サービス計画の作成にあたる介護支援専門員または担当職員がいない）要介護等被保険者からの依頼により、住宅改修理由書の作成業務を行った場合に、介護予防・生活支援事業の一環として介護支援専門員支援費を支給します。

1. 支給要件 ※（1）（2）いずれにも該当すること

- （1）住宅改修をする要介護等被保険者について、事前承認願書提出日において、前月および当月に担当ケアマネジャー等による居宅サービス計画が作成されていないこと。
- （2）要介護等被保険者からの依頼に基づき、介護支援専門員その他で住宅改修理由書作成の資格を持つ者が住宅改修費の支給申請時に「理由書」を作成し、住宅改修承認通知書の交付を受けた場合。（不承認とされた場合は対象になりません）

2. 支給対象者

対象業務を行った以下の職種の者が所属する居宅介護支援事業所やその他の事業者

【住宅改修の理由書を作成できる者の職種】

- （1）介護支援専門員
- （2）指定介護予防支援事業所の担当職員（保健師、介護支援専門員、社会福祉士、経験ある看護師、高齢者保健福祉に関する相談業務に3年以上従事している社会福祉主事）
- （3）理学療法士
- （4）作業療法士
- （5）東京商工会議所が実施した検定試験のうち福祉住環境コーディネーター2級以上に合格した者
- （6）次のすべての条件を満たす増改築相談員
 - ① 財住宅リフォーム・紛争処理支援センター（以下「センター」という）が企画したカリキュラムの研修会に参加して考査に合格した者で、センターに増改築相談員として登録されている者
 - ② 市内事業者に所属していること

3. 支給額

1件につき 2,000円

4. 申請方法

- （1）必要書類
 - ① 「神戸市介護支援専門員支援費交付申請書」
 - ② 「介護保険住宅改修理由書作成確認書」
 - ③ 「住宅改修承認通知書」（提示のみ）

(2) 申請手続き

- ①住宅改修の事前申請時に「介護保険住宅改修理由書作成確認書」を提出します。
 - ・居宅サービス計画が作成されていないことを被保険者に確認し、署名をもらってください。
- ②住改・福祉用具センターにて交付要件に該当するかどうかを確認し、『確認印』を押してお返しします。
確認に時間がかかり、後日お送りする場合があります
- ③返却された『住改・福祉用具センター確認印』のある「介護保険住宅改修理由書作成確認書」と「住宅改修承認通知書」を添えて、被保険者の住所地の区役所・支所ごとに「神戸市介護支援専門員支援費交付申請書」を提出します。
 - ・申請書には『振込口座』をご記入ください。
 - ・「住宅改修承認通知書」は写しでも、提示だけでも結構です。
- ④支援費交付決定後に「神戸市介護支援専門員支援費交付決定通知書」が送付されます。
- ⑤毎月15日までに出了れた申請については、概ね翌月に指定口座に振り込まれます。